

府子本第249号
平成31年4月1日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表(案)

改正案					現行							
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)							
別紙					別紙							
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費		利用者支援事業の実施に必要な経費	国 1/3	利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費		利用者支援事業の実施に必要な経費	国 1/3	
		(1) 基本型			〔都道府県 1/3〕			(1) 基本型			〔都道府県 1/3〕	
		ア 基本分	1か所当たり年額	7,389,000円				ア 基本分	1か所当たり年額	7,200,000円		
		イ 加算分						イ 加算分				
		① 夜間加算	1か所当たり年額	1,324,000円				① 夜間加算	1か所当たり年額	1,300,000円		
		② 休日加算	1か所当たり年額	713,000円				② 休日加算	1か所当たり年額	692,000円		
		③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,055,000円			③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,040,000円			
		④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,765,000円	〔市町村 1/3〕		④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,713,000円		〔市町村 1/3〕	
		⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	800,000円				(新設)				
		(2) 特定型						(2) 特定型				
		ア 基本分	1か所当たり年額	2,926,000円			ア 基本分	1か所当たり年額	2,855,000円			
		イ 加算分					イ 加算分					
		① 夜間加算	1か所当たり年額	1,324,000円			① 夜間加算	1か所当たり年額	1,300,000円			
		② 休日加算	1か所当たり年額	713,000円			② 休日加算	1か所当たり年額	692,000円			
		③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,055,000円			③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,040,000円			
		④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,765,000円			④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,713,000円			
		⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	800,000円			(新設)					
		(3) 母子保健型						(3) 母子保健型				
		ア 基本分					ア 基本分					
		① 保健師等専門職員を専任により配置する場合	1か所当たり	8,810,000円			ア 保健師等専門職員を専任により配置する場合	1か所当たり	8,747,000円			
		② 保健師等専門職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	4,115,000円			イ 保健師等専門職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	4,102,000円			
		※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①、②の基準額によらず、以下の基準額を適用することが					※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、ア、イの基準額によらず、以下の基準額を適用すること					

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																				
		<p>できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円 <p>※ (略)</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 多言語対応加算 1か所当たり年額 800,000円</p> <p>2 開設準備経費(改修費等)</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。</p>																																						
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>37,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>56,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>11,700円</td> <td>14,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>23,400円</td> <td>29,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>35,100円</td> <td>44,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>10,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>32,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>73,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>147,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>221,400円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	18,700円	2時間	37,400円	3時間	56,100円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	11,700円	14,800円	2時間	23,400円	29,600円	3時間	35,100円	44,400円	延長時間区分		1時間	10,700円	2時間	21,400円	3時間	32,100円	延長時間区分		1時間	73,800円	2時間	147,600円	3時間	221,400円	延長保育事業の実施に必要な経費	
延長時間区分																																								
1時間	18,700円																																							
2時間	37,400円																																							
3時間	56,100円																																							
延長時間区分	A型・B型	C型																																						
1時間	11,700円	14,800円																																						
2時間	23,400円	29,600円																																						
3時間	35,100円	44,400円																																						
延長時間区分																																								
1時間	10,700円																																							
2時間	21,400円																																							
3時間	32,100円																																							
延長時間区分																																								
1時間	73,800円																																							
2時間	147,600円																																							
3時間	221,400円																																							

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																				
		<p>ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円 <p>※ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 開設準備経費(改修費等)</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>																																						
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>36,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>54,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>10,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>20,400円</td> <td>25,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>30,600円</td> <td>38,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>28,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>64,400円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>128,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>193,200円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	18,300円	2時間	36,600円	3時間	54,900円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	10,200円	12,900円	2時間	20,400円	25,800円	3時間	30,600円	38,700円	延長時間区分		1時間	9,400円	2時間	18,800円	3時間	28,200円	延長時間区分		1時間	64,400円	2時間	128,800円	3時間	193,200円	延長保育事業の実施に必要な経費	
延長時間区分																																								
1時間	18,300円																																							
2時間	36,600円																																							
3時間	54,900円																																							
延長時間区分	A型・B型	C型																																						
1時間	10,200円	12,900円																																						
2時間	20,400円	25,800円																																						
3時間	30,600円	38,700円																																						
延長時間区分																																								
1時間	9,400円																																							
2時間	18,800円																																							
3時間	28,200円																																							
延長時間区分																																								
1時間	64,400円																																							
2時間	128,800円																																							
3時間	193,200円																																							

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																														
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,505,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,409,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,122,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,505,000円	2～3時間	2,409,000円	4～5時間	5,122,000円	6時間以上	6,000,000円																																																				
延長時間区分																																																																		
30分	300,000円																																																																	
1時間	1,505,000円																																																																	
2～3時間	2,409,000円																																																																	
4～5時間	5,122,000円																																																																	
6時間以上	6,000,000円																																																																	
		イ 小規模保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,192,000円</td> <td>1,192,000円</td> <td>1,192,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,488,000円</td> <td>1,488,000円</td> <td>1,488,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,947,000円</td> <td>3,947,000円</td> <td>3,841,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,570,000円</td> <td>4,570,000円</td> <td>4,464,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,146,000円</td> <td>1,146,000円</td> <td>1,146,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,337,000円</td> <td>1,337,000円</td> <td>1,337,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,223,000円</td> <td>3,223,000円</td> <td>3,117,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,591,000円</td> <td>3,591,000円</td> <td>3,486,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	A型	B型	C型	目 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,192,000円	1,192,000円	1,192,000円	2～3時間	1,488,000円	1,488,000円	1,488,000円	4～5時間	3,947,000円	3,947,000円	3,841,000円	6時間以上	4,570,000円	4,570,000円	4,464,000円	そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円	2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円	4～5時間	3,223,000円	3,223,000円	3,117,000円	6時間以上	3,591,000円	3,591,000円	3,486,000円																	
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																														
目 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																														
	1時間	1,192,000円	1,192,000円	1,192,000円																																																														
	2～3時間	1,488,000円	1,488,000円	1,488,000円																																																														
	4～5時間	3,947,000円	3,947,000円	3,841,000円																																																														
	6時間以上	4,570,000円	4,570,000円	4,464,000円																																																														
そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																														
	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円																																																														
	2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円																																																														
	4～5時間	3,223,000円	3,223,000円	3,117,000円																																																														
	6時間以上	3,591,000円	3,591,000円	3,486,000円																																																														
		※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)																																																																
		ウ 事業所内保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,384,000円</td> <td>1,097,000円</td> <td>1,097,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,216,000円</td> <td>1,369,000円</td> <td>1,369,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,713,000円</td> <td>3,631,000円</td> <td>3,631,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,520,000円</td> <td>4,204,000円</td> <td>4,204,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,171,000円</td> <td>1,054,000円</td> <td>1,054,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,523,000円</td> <td>1,230,000円</td> <td>1,230,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,492,000円</td> <td>2,965,000円</td> <td>2,965,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,065,000円</td> <td>3,304,000円</td> <td>3,304,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	1時間	1,384,000円	1,097,000円	1,097,000円	2～3時間	2,216,000円	1,369,000円	1,369,000円	4～5時間	4,713,000円	3,631,000円	3,631,000円	6時間以上	5,520,000円	4,204,000円	4,204,000円	そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	1時間	1,171,000円	1,054,000円	1,054,000円	2～3時間	1,523,000円	1,230,000円	1,230,000円	4～5時間	3,492,000円	2,965,000円	2,965,000円	6時間以上	4,065,000円	3,304,000円	3,304,000円															
	延長時間区分	定員20人以上				定員19人以下																																																												
			A型	B型																																																														
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円																																																														
	1時間	1,384,000円	1,097,000円	1,097,000円																																																														
	2～3時間	2,216,000円	1,369,000円	1,369,000円																																																														
	4～5時間	4,713,000円	3,631,000円	3,631,000円																																																														
	6時間以上	5,520,000円	4,204,000円	4,204,000円																																																														
そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円																																																														
	1時間	1,171,000円	1,054,000円	1,054,000円																																																														
	2～3時間	1,523,000円	1,230,000円	1,230,000円																																																														
	4～5時間	3,492,000円	2,965,000円	2,965,000円																																																														
	6時間以上	4,065,000円	3,304,000円	3,304,000円																																																														
		エ 家庭的保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th colspan="2">利用定員4人以上</th> <th colspan="2">利用定員3人以下</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>525,000円</td> <td>270,000円</td> <td>525,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>942,000円</td> <td>496,000円</td> <td>942,000円</td> <td>496,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,395,000円</td> <td>1,638,000円</td> <td>2,395,000円</td> <td>1,638,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,850,000円</td> <td>2,781,000円</td> <td>3,850,000円</td> <td>2,781,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>509,000円</td> <td>255,000円</td> <td>509,000円</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>892,000円</td> <td>446,000円</td> <td>892,000円</td> <td>446,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,772,000円</td> <td>1,015,000円</td> <td>1,772,000円</td> <td>1,015,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>2,972,000円</td> <td>1,903,000円</td> <td>2,972,000円</td> <td>1,903,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	利用定員4人以上		利用定員3人以下						自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円	1時間	525,000円	270,000円	525,000円	270,000円	2～3時間	942,000円	496,000円	942,000円	496,000円	4～5時間	2,395,000円	1,638,000円	2,395,000円	1,638,000円	6時間以上	3,850,000円	2,781,000円	3,850,000円	2,781,000円	そ の 他	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円	1時間	509,000円	255,000円	509,000円	255,000円	2～3時間	892,000円	446,000円	892,000円	446,000円	4～5時間	1,772,000円	1,015,000円	1,772,000円	1,015,000円	6時間以上	2,972,000円	1,903,000円	2,972,000円	1,903,000円		
	延長時間区分	利用定員4人以上			利用定員3人以下																																																													
自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円																																																													
	1時間	525,000円	270,000円	525,000円	270,000円																																																													
	2～3時間	942,000円	496,000円	942,000円	496,000円																																																													
	4～5時間	2,395,000円	1,638,000円	2,395,000円	1,638,000円																																																													
	6時間以上	3,850,000円	2,781,000円	3,850,000円	2,781,000円																																																													
そ の 他	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円																																																													
	1時間	509,000円	255,000円	509,000円	255,000円																																																													
	2～3時間	892,000円	446,000円	892,000円	446,000円																																																													
	4～5時間	1,772,000円	1,015,000円	1,772,000円	1,015,000円																																																													
	6時間以上	2,972,000円	1,903,000円	2,972,000円	1,903,000円																																																													
		2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)																																																																

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																														
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,342,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,190,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,792,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,549,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,342,000円	2～3時間	2,190,000円	4～5時間	4,792,000円	6時間以上	5,549,000円																																																				
延長時間区分																																																																		
30分	300,000円																																																																	
1時間	1,342,000円																																																																	
2～3時間	2,190,000円																																																																	
4～5時間	4,792,000円																																																																	
6時間以上	5,549,000円																																																																	
		イ 小規模保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,045,000円</td> <td>1,034,000円</td> <td>944,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,315,000円</td> <td>1,287,000円</td> <td>1,197,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,695,000円</td> <td>3,644,000円</td> <td>3,501,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,230,000円</td> <td>4,157,000円</td> <td>4,014,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>999,000円</td> <td>988,000円</td> <td>898,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,166,000円</td> <td>1,138,000円</td> <td>1,048,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,096,000円</td> <td>3,045,000円</td> <td>2,902,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,432,000円</td> <td>3,359,000円</td> <td>3,216,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	A型	B型	C型	目 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円	2～3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円	4～5時間	3,695,000円	3,644,000円	3,501,000円	6時間以上	4,230,000円	4,157,000円	4,014,000円	そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	999,000円	988,000円	898,000円	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円	4～5時間	3,096,000円	3,045,000円	2,902,000円	6時間以上	3,432,000円	3,359,000円	3,216,000円																	
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																														
目 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																														
	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円																																																														
	2～3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円																																																														
	4～5時間	3,695,000円	3,644,000円	3,501,000円																																																														
	6時間以上	4,230,000円	4,157,000円	4,014,000円																																																														
そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																														
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円																																																														
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円																																																														
	4～5時間	3,096,000円	3,045,000円	2,902,000円																																																														
	6時間以上	3,432,000円	3,359,000円	3,216,000円																																																														
		※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)																																																																
		ウ 事業所内保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,234,000円</td> <td>962,000円</td> <td>951,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,015,000円</td> <td>1,210,000円</td> <td>1,184,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,408,000円</td> <td>3,399,000円</td> <td>3,352,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,105,000円</td> <td>3,891,000円</td> <td>3,824,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,021,000円</td> <td>919,000円</td> <td>909,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,328,000円</td> <td>1,072,000円</td> <td>1,047,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,308,000円</td> <td>2,848,000円</td> <td>2,802,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,821,000円</td> <td>3,157,000円</td> <td>3,090,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円	4～5時間	4,408,000円	3,399,000円	3,352,000円	6時間以上	5,105,000円	3,891,000円	3,824,000円	そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円	4～5時間	3,308,000円	2,848,000円	2,802,000円	6時間以上	3,821,000円	3,157,000円	3,090,000円															
	延長時間区分	定員20人以上				定員19人以下																																																												
			A型	B型																																																														
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円																																																														
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円																																																														
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円																																																														
	4～5時間	4,408,000円	3,399,000円	3,352,000円																																																														
	6時間以上	5,105,000円	3,891,000円	3,824,000円																																																														
そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円																																																														
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円																																																														
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円																																																														
	4～5時間	3,308,000円	2,848,000円	2,802,000円																																																														
	6時間以上	3,821,000円	3,157,000円	3,090,000円																																																														
		エ 家庭的保育事業																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th colspan="2">利用定員4人以上</th> <th colspan="2">利用定員3人以下</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自 園 調 理 等</td> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>414,000円</td> <td>215,000円</td> <td>414,000円</td> <td>215,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>748,000円</td> <td>399,000円</td> <td>748,000円</td> <td>399,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,967,000円</td> <td>1,362,000円</td> <td>1,967,000円</td> <td>1,362,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,322,000円</td> <td>2,460,000円</td> <td>3,322,000円</td> <td>2,460,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>399,000円</td> <td>200,000円</td> <td>399,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>699,000円</td> <td>349,000円</td> <td>699,000円</td> <td>349,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,469,000円</td> <td>863,000円</td> <td>1,469,000円</td> <td>863,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>2,624,000円</td> <td>1,761,000円</td> <td>2,624,000円</td> <td>1,761,000円</td> </tr> </tbody> </table>		延長時間区分	利用定員4人以上		利用定員3人以下						自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円	1時間	414,000円	215,000円	414,000円	215,000円	2～3時間	748,000円	399,000円	748,000円	399,000円	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円	1,967,000円	1,362,000円	6時間以上	3,322,000円	2,460,000円	3,322,000円	2,460,000円	そ の 他	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円	1時間	399,000円	200,000円	399,000円	200,000円	2～3時間	699,000円	349,000円	699,000円	349,000円	4～5時間	1,469,000円	863,000円	1,469,000円	863,000円	6時間以上	2,624,000円	1,761,000円	2,624,000円	1,761,000円		
	延長時間区分	利用定員4人以上			利用定員3人以下																																																													
自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円																																																													
	1時間	414,000円	215,000円	414,000円	215,000円																																																													
	2～3時間	748,000円	399,000円	748,000円	399,000円																																																													
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円	1,967,000円	1,362,000円																																																													
	6時間以上	3,322,000円	2,460,000円	3,322,000円	2,460,000円																																																													
そ の 他	30分	200,000円	150,000円	200,000円	150,000円																																																													
	1時間	399,000円	200,000円	399,000円	200,000円																																																													
	2～3時間	699,000円	349,000円	699,000円	349,000円																																																													
	4～5時間	1,469,000円	863,000円	1,469,000円	863,000円																																																													
	6時間以上	2,624,000円	1,761,000円	2,624,000円	1,761,000円																																																													
		2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)																																																																

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																				
		<p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>1時間</td><td>221,500円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>443,000円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>664,500円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>1時間</td><td>221,500円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>382,000円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>382,000円</td></tr> </table> <p>(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>255,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>446,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>758,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>1,069,000円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>255,000円</td></tr> <tr><td>2時間以上</td><td>382,000円</td></tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		1時間	221,500円	2時間	443,000円	3時間	664,500円	延長時間区分		1時間	221,500円	2時間	382,000円	3時間	382,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2～3時間	446,000円	4～5時間	758,000円	6時間以上	1,069,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2時間以上	382,000円		
延長時間区分																																								
1時間	221,500円																																							
2時間	443,000円																																							
3時間	664,500円																																							
延長時間区分																																								
1時間	221,500円																																							
2時間	382,000円																																							
3時間	382,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	255,000円																																							
2～3時間	446,000円																																							
4～5時間	758,000円																																							
6時間以上	1,069,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	255,000円																																							
2時間以上	382,000円																																							
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	(略)																																				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	(略)																																				

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																				
		<p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>1時間</td><td>193,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>386,300円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>579,400円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>1時間</td><td>193,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>349,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>606,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>862,000円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>2時間以上</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		1時間	193,100円	2時間	386,300円	3時間	579,400円	延長時間区分		1時間	193,100円	2時間	300,000円	3時間	300,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2～3時間	349,000円	4～5時間	606,000円	6時間以上	862,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2時間以上	300,000円		
延長時間区分																																								
1時間	193,100円																																							
2時間	386,300円																																							
3時間	579,400円																																							
延長時間区分																																								
1時間	193,100円																																							
2時間	300,000円																																							
3時間	300,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	200,000円																																							
2～3時間	349,000円																																							
4～5時間	606,000円																																							
6時間以上	862,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	200,000円																																							
2時間以上	300,000円																																							
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	(略)																																				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	(略)																																				

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,305,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,484,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,484,000円</p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,484,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×60,000円</p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×18,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×18,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×392,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 176,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,955,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の施設 1,681,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×18,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 392,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p>	局長通 知別添1 の放課 後児童 健全育 成事業 の实施 に必要な経費 (飲食物 費を除 く。)		放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306,000円</p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×53,000円</p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×17,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×17,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×378,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×17,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 378,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p>	局長通 知別添1 の放課 後児童 健全育 成事業 の实施 に必要な経費 (飲食物 費を除 く。)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
放課後児童健全育成事業(一般分)		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については平成31年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,847,000円 (2)ア～ウ (略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 479,000円 ※ (略)		
	1 (略)	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
放課後児童健全育成事業(一般分)		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については平成30年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,796,000円 (2)ア～ウ (略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円 ※ (略)		
	1 (略)	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,847,000円 (2) (略) ※ (略)	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 575,000円 ※ (略)	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 128,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 256,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 384,000円 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、896,000円を上限とする。 ※ (略)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び		
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,640円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,730円 ウ (略) エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア～イ (略) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円	子育て短期支援事業の実施に必要な経費		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円 (2) (略) ※ (略)	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 559,000円 ※ (略)	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 125,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 251,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 377,000円 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、878,000円を上限とする。 ※ (略)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び		
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円 ウ (略) ウ (新規) (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア～イ (略) ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円	子育て短期支援事業の実施に必要な経費		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 平成31年度に支払われたものに限る。 ※ (略)		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 5,423,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,011,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 8,152,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,916,000円 (ウ)6~7日型 ・常勤職員を配置する場合 8,703,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,820,000円 ※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 平成30年度に支払われたものに限る。 ※ (略)		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 5,288,000円 ・職員を合計2名配置する場合 3,917,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 7,951,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,800,000円 (ウ)6~7日型 ・常勤職員を配置する場合 8,491,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,682,000円 ※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																		
		イ 加算分 (7)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,465,000円 5日型 3,290,000円 6～7日型 2,937,000円 (イ)地域支援 1,450,000円 (2)出張ひろば 1,495,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,909,000円 イ 加算分 1,455,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 1,897,000円 5～7日型 2,889,000円 イ 加算分 474,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む)ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 ※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。																				
一時預 かり事 業	一時預 かり事 業	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,600,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,763,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,173,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,583,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,993,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,403,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,813,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>10,223,000円</td></tr> </tbody> </table> (削除)	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,600,000円	300人以上900人未満	1,763,000円	900人以上1,500人未満	3,173,000円	1,500人以上2,100人未満	4,583,000円	2,100人以上2,700人未満	5,993,000円	2,700人以上3,300人未満	7,403,000円	3,300人以上3,900人未満	8,813,000円	3,900人以上	10,223,000円	一時預 かり事 業の 実施 に必 要な 経費	
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,600,000円																					
300人以上900人未満	1,763,000円																					
900人以上1,500人未満	3,173,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,583,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,993,000円																					
2,700人以上3,300人未満	7,403,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,813,000円																					
3,900人以上	10,223,000円																					

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																		
		イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,380,000円 5日型 3,255,000円 6～7日型 2,860,000円 (イ)地域支援 1,419,000円 (2)出張ひろば 1,468,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,841,000円 イ 加算分 1,421,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 1,863,000円 5～7日型 2,827,000円 イ 加算分 468,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 ※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。																				
一時預 かり事 業	一時預 かり事 業	1 運営費 (1)一般型 ア 特別利用保育等対象以外の児童(1か所当たり年額) (7)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,524,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,680,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,020,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,370,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,710,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,060,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,400,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>9,740,000円</td></tr> </tbody> </table> ※特別利用保育等対象児童を除く	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,524,000円	300人以上900人未満	1,680,000円	900人以上1,500人未満	3,020,000円	1,500人以上2,100人未満	4,370,000円	2,100人以上2,700人未満	5,710,000円	2,700人以上3,300人未満	7,060,000円	3,300人以上3,900人未満	8,400,000円	3,900人以上	9,740,000円	一時預 かり事 業の 実施 に必 要な 経費	
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,524,000円																					
300人以上900人未満	1,680,000円																					
900人以上1,500人未満	3,020,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,370,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,710,000円																					
2,700人以上3,300人未満	7,060,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,400,000円																					
3,900人以上	9,740,000円																					

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,382,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,695,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,051,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,407,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,763,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,119,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,475,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>9,831,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,382,000円	300人以上900人未満	1,695,000円	900人以上1,500人未満	3,051,000円	1,500人以上2,100人未満	4,407,000円	2,100人以上2,700人未満	5,763,000円	2,700人以上3,300人未満	7,119,000円	3,300人以上3,900人未満	8,475,000円	3,900人以上	9,831,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,382,000円																					
300人以上900人未満	1,695,000円																					
900人以上1,500人未満	3,051,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,407,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,763,000円																					
2,700人以上3,300人未満	7,119,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,475,000円																					
3,900人以上	9,831,000円																					
		(イ) 基幹型施設加算	1,148,000円																			
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)																				
		(ア) 平日分	400円																			
		(イ) 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		(ウ) 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円																			
		(オ) 長時間加算																				
		((ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)																				
		・超えた利用時間が2時間未満	100円																			
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																			
		・超えた利用時間が3時間以上	300円																			
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額)	4,400円																			
		エ 大型連休預かり対象児童(児童1人当たり日額) (2019年4月27日～5月6日に一時預かりを利用した児童。)	2,260円																			
		(2) 幼稚園型Ⅰ																				
		ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)																				
		(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)																				
		Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設																				
		① 平日	400円																			
		② 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		③ 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設																				
		① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)																				
		② 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		③ 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円																			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,378,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,610,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>2,900,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,190,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,480,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>6,770,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,060,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>9,350,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※特別利用保育等対象児童を除く</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,378,000円	300人以上900人未満	1,610,000円	900人以上1,500人未満	2,900,000円	1,500人以上2,100人未満	4,190,000円	2,100人以上2,700人未満	5,480,000円	2,700人以上3,300人未満	6,770,000円	3,300人以上3,900人未満	8,060,000円	3,900人以上	9,350,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,378,000円																					
300人以上900人未満	1,610,000円																					
900人以上1,500人未満	2,900,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,190,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,480,000円																					
2,700人以上3,300人未満	6,770,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,060,000円																					
3,900人以上	9,350,000円																					
		(イ) 基幹型施設加算	1,020,000円																			
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)																				
		(ア) 平日分	400円																			
		(イ) 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		(ウ) 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円																			
		(オ) 長時間加算																				
		((ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)																				
		・超えた利用時間が2時間未満	100円																			
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																			
		・超えた利用時間が3時間以上	300円																			
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額)	4,300円																			
		(新設)																				
		(2) 幼稚園型Ⅰ																				
		ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)																				
		(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)																				
		Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設																				
		① 平日	400円																			
		② 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		③ 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設																				
		① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)																				
		② 長期休業日(8時間未満)	400円																			
		③ 長期休業日(8時間以上)	800円																			
		(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円																			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(ウ)長時間加算</p> <p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>※ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(休日)の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。</p> <p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」とする)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p>					<p>(ウ)長時間加算</p> <p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(新設)</p> <p>(エ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)(児童1人当たり日額)□ (ア)基本分 800円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする (なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)及びイ(イ))に係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。 (3)幼稚園型II(児童1人当たり日額) (ア)基本分 1,850円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 230円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 ・超えた利用時間が3時間以上 690円 (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,400円 (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,000円 利用時間4時間未満 6,000円 (削除) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円 ※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。 (削除) ※ (2)は一般型に限る。		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)(児童1人当たり日額)□ (ア)基本分 800円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,010,000円を上限額とする (なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)及びイ(イ))に係る基準額)を適用したことにより、10,010,000円を超えた場合は、この限りでない。 (3)幼稚園型II(児童1人当たり日額) (ア)基本分 1,850円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 230円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 ・超えた利用時間が3時間以上 690円 (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,200円 (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 8,700円 利用時間4時間未満 4,350円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 11,000円 利用時間4時間未満 5,500円 (6)災害特例型(児童1人当たり月額) <u>利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額</u> <u>※ 途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</u> 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円 ※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。 <u>※ (1)は災害特例型を除く。</u> ※ (2)は一般型に限る。		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																												
病児保 育事業	病児保 育事業 (事業 費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 5,007,000円 うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>522,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,609,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,434,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,520,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>8,084,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>10,171,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>12,258,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>14,343,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>16,429,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>18,515,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>20,602,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,689,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,735,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,781,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,827,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,873,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,899,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,924,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,950,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,975,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>41,001,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費)</p> <p>ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも平成31年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,166,000円 うち改善分 2,225,000円</p> <p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上50人未満	522,000円	50人以上200人未満	2,609,000円	200人以上400人未満	4,434,000円	400人以上600人未満	6,520,000円	600人以上800人未満	8,084,000円	800人以上1,000人未満	10,171,000円	1,000人以上1,200人未満	12,258,000円	1,200人以上1,400人未満	14,343,000円	1,400人以上1,600人未満	16,429,000円	1,600人以上1,800人未満	18,515,000円	1,800人以上2,000人未満	20,602,000円	2,000人以上2,200人未満	22,689,000円	2,200人以上2,400人未満	24,735,000円	2,400人以上2,600人未満	26,781,000円	2,600人以上2,800人未満	28,827,000円	2,800人以上3,000人未満	30,873,000円	3,000人以上3,200人未満	32,899,000円	3,200人以上3,400人未満	34,924,000円	3,400人以上3,600人未満	36,950,000円	3,600人以上3,800人未満	38,975,000円	3,800人以上4,000人未満	41,001,000円	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																															
10人以上50人未満	522,000円																																															
50人以上200人未満	2,609,000円																																															
200人以上400人未満	4,434,000円																																															
400人以上600人未満	6,520,000円																																															
600人以上800人未満	8,084,000円																																															
800人以上1,000人未満	10,171,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	12,258,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	14,343,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	16,429,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	18,515,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	20,602,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	22,689,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	24,735,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	26,781,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	28,827,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	30,873,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	32,899,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	34,924,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	36,950,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	38,975,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	41,001,000円																																															

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																												
病児保 育事業	病児保 育事業 (事業 費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,894,000円 うち改善分 2,447,000円</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>510,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,550,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,334,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,373,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,902,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,942,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,982,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>14,021,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>16,060,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>18,099,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>20,139,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,179,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,179,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,179,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,179,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,179,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,159,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,139,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,119,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,099,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>40,079,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円</p> <p>エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費)</p> <p>ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,068,000円 うち改善分 2,034,000円</p> <p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上50人未満	510,000円	50人以上200人未満	2,550,000円	200人以上400人未満	4,334,000円	400人以上600人未満	6,373,000円	600人以上800人未満	7,902,000円	800人以上1,000人未満	9,942,000円	1,000人以上1,200人未満	11,982,000円	1,200人以上1,400人未満	14,021,000円	1,400人以上1,600人未満	16,060,000円	1,600人以上1,800人未満	18,099,000円	1,800人以上2,000人未満	20,139,000円	2,000人以上2,200人未満	22,179,000円	2,200人以上2,400人未満	24,179,000円	2,400人以上2,600人未満	26,179,000円	2,600人以上2,800人未満	28,179,000円	2,800人以上3,000人未満	30,179,000円	3,000人以上3,200人未満	32,159,000円	3,200人以上3,400人未満	34,139,000円	3,400人以上3,600人未満	36,119,000円	3,600人以上3,800人未満	38,099,000円	3,800人以上4,000人未満	40,079,000円	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																															
10人以上50人未満	510,000円																																															
50人以上200人未満	2,550,000円																																															
200人以上400人未満	4,334,000円																																															
400人以上600人未満	6,373,000円																																															
600人以上800人未満	7,902,000円																																															
800人以上1,000人未満	9,942,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	11,982,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	14,021,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	16,060,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	18,099,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	20,139,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	22,179,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	24,179,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	26,179,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	28,179,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	30,179,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	32,159,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	34,139,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	36,119,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	38,099,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	40,079,000円																																															

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																												
		ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>416,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,290,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>3,225,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>5,202,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,074,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,052,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,030,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,007,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>14,982,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>16,959,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>18,937,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,912,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,858,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,803,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,749,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,695,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,621,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,547,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,473,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,399,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,325,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	416,000円	50人以上200人未満	2,290,000円	200人以上400人未満	3,225,000円	400人以上600人未満	5,202,000円	600人以上800人未満	7,074,000円	800人以上1,000人未満	9,052,000円	1,000人以上1,200人未満	11,030,000円	1,200人以上1,400人未満	13,007,000円	1,400人以上1,600人未満	14,982,000円	1,600人以上1,800人未満	16,959,000円	1,800人以上2,000人未満	18,937,000円	2,000人以上2,200人未満	20,912,000円	2,200人以上2,400人未満	22,858,000円	2,400人以上2,600人未満	24,803,000円	2,600人以上2,800人未満	26,749,000円	2,800人以上3,000人未満	28,695,000円	3,000人以上3,200人未満	30,621,000円	3,200人以上3,400人未満	32,547,000円	3,400人以上3,600人未満	34,473,000円	3,600人以上3,800人未満	36,399,000円	3,800人以上4,000人未満	38,325,000円		
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																															
10人以上50人未満	416,000円																																															
50人以上200人未満	2,290,000円																																															
200人以上400人未満	3,225,000円																																															
400人以上600人未満	5,202,000円																																															
600人以上800人未満	7,074,000円																																															
800人以上1,000人未満	9,052,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	11,030,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	13,007,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	14,982,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	16,959,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	18,937,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	20,912,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	22,858,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	24,803,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	26,749,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	28,695,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	30,621,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	32,547,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	34,473,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	36,399,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	38,325,000円																																															
		※4,000人以上の場合は別途協議																																														
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費	1か所当たり年額 5,400,000円																																													
		ウ 送迎経費	1か所当たり年額 3,634,000円																																													
		エ 研修参加費用 職員1人当たり年額	10,000円																																													
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費)																																														
		ア 改修費等 1か所当たり	4,000,000円																																													
		イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり	600,000円																																													
		※ ア及びイとも平成31年度に支払われたものに限る。																																														
		3 体調不良児対応型																																														
		(1) 基本分 1か所当たり年額	4,472,000円																																													
		(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,236,000円)																																														
		※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合																																														
		(2) 加算分																																														
		ア 送迎対応を行う看護師等雇上費	1か所当たり年額 5,400,000円																																													
		イ 送迎経費	1か所当たり年額 3,634,000円																																													
		ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額	10,000円																																													

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																												
		ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>406,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,236,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>3,149,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>5,080,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>6,908,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>8,840,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>10,771,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>12,702,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>14,631,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>16,562,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>18,493,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,422,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,322,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,222,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,122,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,022,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>29,903,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>31,784,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>33,665,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>35,546,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>37,427,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	406,000円	50人以上200人未満	2,236,000円	200人以上400人未満	3,149,000円	400人以上600人未満	5,080,000円	600人以上800人未満	6,908,000円	800人以上1,000人未満	8,840,000円	1,000人以上1,200人未満	10,771,000円	1,200人以上1,400人未満	12,702,000円	1,400人以上1,600人未満	14,631,000円	1,600人以上1,800人未満	16,562,000円	1,800人以上2,000人未満	18,493,000円	2,000人以上2,200人未満	20,422,000円	2,200人以上2,400人未満	22,322,000円	2,400人以上2,600人未満	24,222,000円	2,600人以上2,800人未満	26,122,000円	2,800人以上3,000人未満	28,022,000円	3,000人以上3,200人未満	29,903,000円	3,200人以上3,400人未満	31,784,000円	3,400人以上3,600人未満	33,665,000円	3,600人以上3,800人未満	35,546,000円	3,800人以上4,000人未満	37,427,000円		
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																															
10人以上50人未満	406,000円																																															
50人以上200人未満	2,236,000円																																															
200人以上400人未満	3,149,000円																																															
400人以上600人未満	5,080,000円																																															
600人以上800人未満	6,908,000円																																															
800人以上1,000人未満	8,840,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	10,771,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	12,702,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	14,631,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	16,562,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	18,493,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	20,422,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	22,322,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	24,222,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	26,122,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	28,022,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	29,903,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	31,784,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	33,665,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	35,546,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	37,427,000円																																															
		※4,000人以上の場合は別途協議																																														
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費	1か所当たり年額 5,400,000円																																													
		ウ 送迎経費	1か所当たり年額 3,600,000円																																													
		エ 研修参加費用 職員1人当たり年額	10,000円																																													
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費)																																														
		ア 改修費等 1か所当たり	4,000,000円																																													
		イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり	600,000円																																													
		※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。																																														
		3 体調不良児対応型																																														
		(1) 基本分 1か所当たり年額	4,371,000円																																													
		(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,186,000円)																																														
		※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合																																														
		(2) 加算分																																														
		ア 送迎対応を行う看護師等雇上費	1か所当たり年額 5,400,000円																																													
		イ 送迎経費	1か所当たり年額 3,600,000円																																													
		ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額	10,000円																																													

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																							
		(3)改善分 1か所当たり年額 4,472,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,236,000円) ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合					(3)改善分 1か所当たり年額 4,371,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,186,000円) ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合																																									
		4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 7,280,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 3,640,000円)					4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,958,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 3,479,000円)																																									
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)			病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)																																								
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業 ア 基本分	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業 ア 基本分	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人 ~ 49人</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人 ~ 99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人 ~ 299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人 ~ 599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人 ~ 999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人 ~ 1,499人</td> <td>8,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人 ~ 1,999人</td> <td>12,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人 ~ 2,999人</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>20,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	20人 ~ 49人	1,000,000円	50人 ~ 99人	1,800,000円	100人 ~ 299人	2,000,000円	300人 ~ 599人	2,800,000円	600人 ~ 999人	4,000,000円	1,000人 ~ 1,499人	8,100,000円	1,500人 ~ 1,999人	12,100,000円	2,000人 ~ 2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td>50人 ~ 99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人 ~ 299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人 ~ 599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人 ~ 999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人 ~ 1,499人</td> <td>8,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人 ~ 1,999人</td> <td>12,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人 ~ 2,999人</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>20,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	(新設)		50人 ~ 99人	1,800,000円	100人 ~ 299人	2,000,000円	300人 ~ 599人	2,800,000円	600人 ~ 999人	4,000,000円	1,000人 ~ 1,499人	8,100,000円	1,500人 ~ 1,999人	12,100,000円	2,000人 ~ 2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円		
会員数	基準額																																															
20人 ~ 49人	1,000,000円																																															
50人 ~ 99人	1,800,000円																																															
100人 ~ 299人	2,000,000円																																															
300人 ~ 599人	2,800,000円																																															
600人 ~ 999人	4,000,000円																																															
1,000人 ~ 1,499人	8,100,000円																																															
1,500人 ~ 1,999人	12,100,000円																																															
2,000人 ~ 2,999人	16,200,000円																																															
3,000人以上	20,200,000円																																															
会員数	基準額																																															
(新設)																																																
50人 ~ 99人	1,800,000円																																															
100人 ~ 299人	2,000,000円																																															
300人 ~ 599人	2,800,000円																																															
600人 ~ 999人	4,000,000円																																															
1,000人 ~ 1,499人	8,100,000円																																															
1,500人 ~ 1,999人	12,100,000円																																															
2,000人 ~ 2,999人	16,200,000円																																															
3,000人以上	20,200,000円																																															
		イ 加算分 (ア) ~ (ウ) (略)				イ 加算分 (ア) ~ (ウ) (略)																																										
		(2)~(3) (略)				(2)~(3) (略)																																										
		(4) 預かり手増加のための取組加算				(新設)																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人 ~ 199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人 ~ 199人	1割以上	1,000,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円																																		
預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額																																														
19人以下	2人以上	500,000円																																														
20人 ~ 199人	1割以上	1,000,000円																																														
200人以上	20人以上	1,500,000円																																														
		※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。 また、当該年度から新たに事業を開始をした市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。																																														
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円				2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円																																										
		※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。				※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。																																										

別紙様式1

平成 年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国	補助率	歳入			歳出			備考	
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額		支出済額
歳出予算科目	交付決定の額								
		円		円		円		円	

(注)
1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

現行

別紙様式1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国	補助率	歳入				歳出			備考
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	
歳出予算科目	交付決定の額								
		円		円		円		円	

(注)
1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

改正案

改正案

別紙様式2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		そ の 他 分	金	円
		合 計	金	円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

現行

別紙様式2 (平成) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		そ の 他 分	金	円
		合 計	金	円

2 平成) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 平成) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

改正案

現行

別紙様式3

別紙様式3

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

〇〇都道府県知事 印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

平成 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

(添付資料)

1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表

1 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

2 平成 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

改正案

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表					
都道府県名					
No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)				

現行

平成 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表					
都道府県名					
No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)				

改正案

別紙様式4の1

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書



〇〇市町村

(元号)年 月 日<発番>で申請のあった(元号)年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事 印



1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は(元号)年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	合計	金	円
交付決定額	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	合計	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号)年 月 日とする。

現行

別紙様式4の1

< 番 号 >

平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 印



1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	合計	金	円
交付決定額	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	合計	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正案

別紙様式4の2

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事 印

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特定分		一般分		その他分	
今回交付決定額	金	円	金	円	金	円
前回交付決定額	金	円	金	円	金	円
差引額	金	円	金	円	金	円

合計	
今回交付決定額	金 円
前回交付決定額	金 円
差引額	金 円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

現行

別紙様式4の2

< 番 号 >

平成 年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 印

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特定分		一般分		その他分	
今回交付決定額	金	円	金	円	金	円
前回交付決定額	金	円	金	円	金	円
差引追加額	金	円	金	円	金	円

合計	
今回交付決定額	金 円
前回交付決定額	金 円
差引追加額	金 円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正案

現行

別紙様式5 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

別紙様式5 (平成 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

〇〇市町村長 印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)

1 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

2 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

(添付資料)

(1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本

(1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

改正案

現行

別紙様式6

別紙様式6

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

〇〇都道府県知事 印

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

(元号) 年 月 日<発番>により交付された(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

平成 年 月 日<発番>により交付された平成 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

(添付資料)

1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

1 平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

2 平成 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

№	市町村名	交付金(国庫) 所要額			交付金(国庫) 交付決定額			交付金(国庫) 受入済額			返納額			
		特定分	一般分	その他分	合計	特定分	一般分	その他分	合計	特定分		一般分	その他分	合計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計(市町村分)														

※返納額欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は0を記入すること。

現行

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

№	市町村名	交付金(国庫) 所要額			交付金(国庫) 交付決定額			交付金(国庫) 受入済額			返納額			
		特定分	一般分	その他分	合計	特定分	一般分	その他分	合計	特定分		一般分	その他分	合計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計(市町村分)														

※返納額欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は0を記入すること。

改正案

改正案

現行

別紙様式7

別紙様式7

< 番 号 >

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。】

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
そ の 他 分	金	円
合 計	金	円

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
そ の 他 分	金	円
合 計	金	円

(元号) 年 月 日

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 印

〇〇都道府県知事 印

(施行注意)

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

改正案

現行

別紙様式8

別紙様式8

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

〇〇市町村長 印

(元号) 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

(元号) 年 月 日<発番>により交付決定のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成 年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

別表1 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減価分加算合計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補正給付を行う事業								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型								
児童発達支援型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合 計								

〔記入上の注意〕

- ①欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ②欄には、③欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に④を乗じて得た額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。を記入すること。

現行

改正後

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減価分加算合計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補正給付を行う事業								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型								
児童発達支援型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合 計								

- 〔記入上の注意〕
- ①欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - ②欄には、③欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に④を乗じて得た額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。を記入すること。

表2
利用者支援事業

種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①		③
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1～3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化 のための 取組	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。

※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、1月に満たない日数を生じた場合は、これを1月として欄を記入すること。

4. ⑤⑥欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. ⑦欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. ⑧欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

別表2

1. 利用者支援事業

市町村名

種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1～3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1) 基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張相 談 支援	機能強 化 のための 取組	多言語対応 通訳の 取組		開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計				通訳の 取組	通訳の 取組			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。

※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、1月に満たない日数を生じた場合は、これを1月として欄を記入すること。

4. ⑤⑥欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. ⑦欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. ⑧欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. ⑩欄は、多言語対応について取組んでいる場合は該当する欄に「有」を記入すること。

8. ⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

改正後

現行

1) 特定型

0～5歳児人口 (H25～29年の各年10月1日時点 のうち、最も多いもの)	実施条件 ②	保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上(H25～29年の各年10月1日時点のいずれか)	保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上(H29年4月1日時点)	保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート、コンビニョク、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
		緊急対策実施市町村		

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	夜間・休日 休日	出張相談 支援	機能強化 のための 取組	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計							
1				③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ①欄は、万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに○を付すこと。
- ③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・コンビニョク、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを月した値を記入すること。
- ⑥欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑦欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑧欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑨欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には有を記入すること。

現行

〔2〕特定型

0～5歳児人口 (H25～29年の各年10月1日時点 のうち、最も多いもの)	実施条件 ②	保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上(H25～29年の各年10月1日時点のいずれか)	保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上(H30年4月1日時点)	保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート、コンビニョク、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
①		緊急対策実施市町村		

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	夜間・休日 休日	出張相談 支援	機能強化 のための 取組	多言語対応 言語の 配置	開設準備 経費 人の配置	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計								
1				③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに○を付すこと。
- ③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート、コンビニョク、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを月した値を記入すること。
- ⑥欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑦欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑧欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には有を記入すること。
- ⑨欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に有を記入すること。
- ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には有を記入すること。

改正後

子保健型

名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	事業実施日数 (連日)	事業実施時間 (1日あたり)	職員の配置		計	市町村が単位の費用の有無	開設準備経費	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
						保健師 専任	専門員 兼任					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

以上の注意)

②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル、アパート、マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

⑤欄は、「平成27年度において1か所以上複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業状態を維持しているものとして、1市町村当たり1の単価を適用する場合は有、そうでない場合は無を記入すること。なお、「有」の場合には、⑥欄は前欄のみ記載すること。

⑥欄は、開設準備経費の単価を適用する場合は有、無を記入すること。

記入

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	事業実施日数 (連日)	事業実施時間 (1日あたり)	職員の配置			計	市町村が単位の費用の有無	多言語対応		開設準備経費	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
							保健師 専任	専門員 兼任	補助職員			通訳の配置	翻訳ソフト上の配置			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
2																
3																
	計															

(3)母子保健型

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル、アパート、マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

4. ⑤欄は、「平成27年度において1か所以上複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業状態を維持しているものとして、1市町村当たり1の単価を適用する場合は有、そうでない場合は無を記入すること。なお、「有」の場合には、⑥欄は前欄のみ記載すること。

5. ⑦、⑧欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に有を記入すること。

6. ⑬欄は、開設準備経費の単価を適用する場合は有、無を記入すること。

改正後

改正後

現行

延長保育事業～放課後児童健全育成事業①

(省略)

(省略)

事業者名 (フリガナ)		開所状況										児童の数が10人未満		児童の数が10人未満		分割		新規開所 年月日		途中開所 年月日		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額										
		年間開所 日数(a)		開所日数 加算対象 日数		長期休養 対象日数		平日分		長期休養等分																児童の数		児童の数が10人未満		分割		新規開所 年月日		途中開所 年月日
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26									
①	日	②	日	③	日	④	日	⑤	時間	⑥	時間	⑦	時間	⑧	時間	⑨	人	⑩	人	⑪	人	⑫	人	⑬	年	⑭	年	⑮	円	⑯	円			
1				~				~				~																						
2				~				~				~																						
3				~				~				~																						
4				~				~				~																						
5				~				~				~																						
6				~				~				~																						
7				~				~				~																						
8				~				~				~																						
9				~				~				~																						
10				~				~				~																						
合計(在所)																																		

〔記入上の注意〕
 1. ①～④欄は、支達の単位ごとに作成することとし、一〇〇フリガに複数の支達の単位がある場合は「〇〇フリガA」「〇〇フリガB」等と区分して記入すること。
 2. ⑤及び⑥欄は、「平日」と長期休養等における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 3. ⑥及び⑧欄は、例の上記記載し、小数第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒310)
 4. ⑨及び⑩欄は該当するものを「1」を記入すること。
 5. ⑪欄は、年度の途中にフリガ又は支達の単位を分割する(し)た場合に「1」を記入し、⑩欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 6. ⑫及び⑬欄は、新規開所又は途中開所する(し)た年月日を記入すること。

現行

別表2
 1. 特定分
 (1) 放置後児童健全育成事業
 (7) 開所日数250日以上
 市町村名

事業者名 (フリガナ)	開所状況										児童の数が10人未満		児童の数が10人未満		分割		新規開所 年月日		途中開所 年月日		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額												
	年間開所 日数(a)		開所日数 加算対象 日数		長期休養 対象日数		平日分		長期休養等分		児童の数		児童の数が10人未満		分割		新規開所 年月日		途中開所 年月日		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26										
①	日	②	日	③	日	④	日	⑤	時間	⑥	時間	⑦	時間	⑧	時間	⑨	人	⑩	人	⑪	人	⑫	人	⑬	年	⑭	年	⑮	円	⑯	円				
1				~				~				~																							
2				~				~				~																							
3				~				~				~																							
4				~				~				~																							
5				~				~				~																							
6				~				~				~																							
7				~				~				~																							
8				~				~				~																							
9				~				~				~																							
10				~				~				~																							
合計(在所)																																			

〔記入上の注意〕
 1. ①～④欄は、支達の単位ごとに作成することとし、一〇〇フリガに複数の支達の単位がある場合は「〇〇フリガA」「〇〇フリガB」等と区分して記入すること。
 2. ⑤及び⑥欄は、「平日」と長期休養等における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 3. ⑥及び⑧欄は、例の上記記載し、小数第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒310)
 4. ⑨及び⑩欄は該当するものを「1」を記入すること。
 5. ⑪欄は、年度の途中にフリガ又は支達の単位を分割する(し)た場合に「1」を記入し、⑩欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 6. ⑫及び⑬欄は、新規開所又は途中開所する(し)た年月日を記入すること。

改正後

現行

事業者名 (ウラナ名)	年間開所 日数	長期休暇 対象日数	開所状況		児童の数	利用者に対する 二一不調査		児童の数が10人未満		分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象総数の 支出予定額	国庫補助 基準額
			平日分	長期 開所時間		調査結果 児童数	調査結果 児童数	山間地、漁 業集落、 島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
①	② 日	③ 日	④	⑤ 時間	⑥ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩	⑪	⑫ 人	⑭	⑮ 円	⑯ 円	
2	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
3	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
4	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
5	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
6	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
7	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
8	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
9	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
10	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
合計(事務所)										事務所				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支店の単位ごとで作成することとし、一つのウラナに複数の支店の単位がある場合は「OOウラナ」/「OOウラナB」等、区分して記入すること。
- ④及び⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑤欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間09分=316)
- ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、恒久ご利用希望を照会すること。2. 期間(土曜日、日曜日、夜日、夏休み等)ごとの利用希望を照会すること。3. 事業実施年度における利用希望を照会すること。
- ⑨欄は、50日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対する二一不調査」の結果は、「市町村」において5年間保存すること。
- ⑩及び⑪欄は、該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中「ウラナ」又は支店の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(した)年月日を記入すること。

改正後

事業者名 (ウラナ名)	年間開所 日数	長期休暇 対象日数	開所状況		児童の数	利用者に対する 二一不調査		児童の数が10人未満		分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象総数の 支出予定額	国庫補助 基準額
			平日分	長期 開所時間		調査結果 児童数	調査結果 児童数	山間地、漁 業集落、 島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
①	② 日	③ 日	④	⑤ 時間	⑥ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩	⑪	⑫	⑭	⑮ 円	⑯ 円	
2	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
3	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
4	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
5	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
6	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
7	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
8	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
9	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
10	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
合計(事務所)										事務所				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支店の単位ごとで作成することとし、一つのウラナに複数の支店の単位がある場合は「OOウラナ」/「OOウラナB」等、区分して記入すること。
- ④及び⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑤欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間09分=316)
- ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、恒久ご利用希望を照会すること。2. 期間(土曜日、日曜日、夜日、夏休み等)ごとの利用希望を照会すること。3. 事業実施年度における利用希望を照会すること。
- ⑨欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対する二一不調査」の結果は、「市町村」において5年間保存すること。
- ⑩及び⑪欄は、該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中「ウラナ」又は支店の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(した)年月日を記入すること。

別添2
(1)放課後児童健全育成事業
(2)開所日数200日~249日

市町村名

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名 _____

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画の動計画策定の有無	対象経費の国庫補助基準額		
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				該当するものに「1」を記入すること					円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例)小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- ⑨欄は、放課後児童教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「1」を記入すること。

現行

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画策定の有無	対象経費の国庫補助基準額		
			開所準備経費	一体型の実施	備品購入等	改修				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				該当するものに「1」を記入すること					円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例)小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- ⑨欄は、放課後児童教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名 _____

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画策定の有無	対象経費の国庫補助基準額		
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				該当するものに「1」を記入すること					円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例)小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後児童教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「1」を記入すること。

改正後

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画策定の有無	対象経費の国庫補助基準額		
			開所準備経費	一体型の実施	備品購入等	改修				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				該当するものに「1」を記入すること					円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例)小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後児童教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「1」を記入すること。

改正後

現行

放課後⑤～⑪

(省略)

(省略)

別表2

市町村名 _____

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①	②	③
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

①、②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

№	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)			開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				2歳未満児・慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

① ②欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育所」「ファミリーホーム」「その他」を記入すること。

② 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。

③ ④欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合には、里親や保育士等の人数を記入すること。

④ ⑦欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

別表2

市町村名 _____

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①	②	③
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

①、②③欄は、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

№	実施施設の名称	施設種別	利用児童数(延べ日数)			実施日数	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			里親や保育士等の数	2歳未満児・慢 性疾患児	2歳以上児				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

① ②欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育所」「ファミリーホーム」「その他」を記入すること。

② 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。

③ ④欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。

④ ⑤欄は、実施施設毎に、期間ごとの児童の預かりや通学時等の付き添いを要した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する)。

⑤ ⑨欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

改正後

(2)夜間養護等(トライクティブ)事業

No.	実施施設の名称	施設種別	利用児童数(延べ日数)				児童の送迎の実施	開設準備経費	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			夜間養護事業		休日預かり事業	児童の送迎の実施					
			具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	基本分							宿泊分
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ①欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- ⑦欄は、児童の送迎の実施の単価を適用する場合に有し記入すること。
- ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に有し記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

現行

(2)夜間養護等(トライクティブ)事業

No.	実施施設の名称	施設種別	利用児童数(延べ日数)				実施日数 <small>居宅から実施施設等 の預りや通学等での 児童の引き取りの要 なし</small>	開設準備経費	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			夜間養護事業		休日預かり事業	児童の送迎の実施					
			具体的な施設種別 <small>里親や保育士等の数</small>	基本分							宿泊分
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ①欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児の施設、医療機関等)。
- ⑩欄は、実施施設毎に期間における児童の預りや通学等での引き取りを実施した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学等での引き取りを行った場合であっても、1日として計上する)。
- ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に有し記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

改正後

改正後

現行

乳児全戸訪問～地域子育て支援拠点

(省略)

(省略)

11-1 特等が事業

類型	か所数	対象者の 支出予定額	国民補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 幼保型			
3. 全幼保型			
4. 居宅付型			
5. 交通特等			
小計(1+3+4)	0	0	0
合計(1~5)	0	0	0

(注)1の注同し

7. ②の欄は、(1)一般型/(2)幼保型/(3)全幼保型/(4)居宅付型/(5)交通特等型におけるそれぞれの種類の金額を記載すること。

(1)一般型

№	名称	実施場所	設置主体	事業期間 月数	利用児童の人数(年度人数)			定員の配属			開設経費								
					特別保育等対象児童	特別保育等対象児童	特別保育等対象児童	保育士	家庭 研修 受講 合計	開所 費	開所 費	開所 費	社会 及び 児童 福祉 費	国民補助 基準額					
1					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
2					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
3					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
4					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
5					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
6					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
7					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						
8					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日						

(注)1の注同し

- ①の欄は、採択された園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、専任施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④の欄は、月次利用の場合に月次別の別について別個に記入すること。
- ⑤の欄は、特別又は特別利用種として採択される種類の合計を総額として記入すること。⑥の欄は、特別採択される種類の年間定員利用児童数を入力すること。
- ⑥の欄は、募集一時預かりの年度定員利用児童数を入力すること。
- ⑦の欄は、1日当り平均利用児童数が16人以下の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑧の欄は、1日当りの平均利用児童数が16人以上の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑨の欄は、年間の保育費を入力すること。
- ⑩の欄は、1日当りの平均利用児童数は、0欄に0を記入すること。
- ⑪の欄は、1日当りの平均利用児童数が16人以上の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑫の欄は、開所経費額におけるそれぞれの経費を区分して、該当する欄に記入すること。

別表2

11-1 特等が事業

類型	か所数	対象者の 支出予定額	国民補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 幼保型			
3. 全幼保型			
4. 居宅付型			
5. 交通特等			
小計(1+3+4)	0	0	0
小計(2+3)	0	0	0
合計(1~5)	0	0	0

(注)1の注同し

7. ②の欄は、(1)一般型/(2)幼保型/(3)全幼保型/(4)居宅付型/(5)交通特等型におけるそれぞれの種類の金額を記載すること。

(1)一般型

№	名称	実施場所	設置主体	事業期間 月数	利用児童の人数(年度人数)			定員の配属			開設経費							
					特別保育等対象児童	特別保育等対象児童	特別保育等対象児童	保育士	家庭 研修 受講 合計	開所 費	開所 費	開所 費	社会 及び 児童 福祉 費	国民補助 基準額				
1					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日					
2					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日					
3					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日					
4					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日					
5					長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日	長期休業日(8週間未満)	長期休業日(8週間以上)	休日					

(注)1の注同し

- ①の欄は、採択された園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、専任施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③の欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④の欄は、月次利用の場合に月次別の別について別個に記入すること。
- ⑤の欄は、特別又は特別利用種として採択される種類の合計を総額として記入すること。⑥の欄は、特別採択される種類の年間定員利用児童数を入力すること。
- ⑥の欄は、募集一時預かりの年度定員利用児童数を入力すること。
- ⑦の欄は、1日当り平均利用児童数が16人以下の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑧の欄は、1日当りの平均利用児童数が16人以上の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑨の欄は、年間の保育費を入力すること。
- ⑩の欄は、1日当りの平均利用児童数は、0欄に0を記入すること。
- ⑪の欄は、1日当りの平均利用児童数が16人以上の施設において、業務的保育と同等の研修受講し者保育士が不在している場合は、0を記入すること。
- ⑫の欄は、開所経費額におけるそれぞれの経費を区分して、該当する欄に記入すること。

改正後

現行

No.	施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		年間延べ利用見込み数(自市町村分) ⑨⑩以外		施設当り 年間延べ利用見込み数 【広域利用含む】		年間延べ利用見込み数 【自市町村分】		施設整備 対象経費 の支出予 定額			
				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額
				2学期 未満		2学期 未満		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上	
2学期 未満		2学期 未満		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上					
1				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額
2				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額
3				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額

【記上の注記】

- ①～③欄は、公立、私立のいずれか記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度外)、幼稚園(新制度)、外保護施設などとする。幼稚園施設などとする。地方数量型認定子ども園のいずれか記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日(未定休日の場合)を記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄では本欄にかつて記入すること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)中の平日における実施日数を記入すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつて記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄にかつて記入する日以外の実施日数を記入すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は、4.5の考え方に同様である。
- ⑧～⑩欄は、自市町村について記入すること。
- ⑪欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用見込み数、施設所在地市町村に建設の上記入すること。
- ⑫欄は、施設所在地市町村、当該施設における広域利用の見込等を記入すること。ただし、⑬欄は、事業職員を異動に配置している月数に於いて6月未満又は6月以上を記入すること。
- ⑭欄は、該当する場合に有記入すること。
- ⑮欄は、該当する場合に有記入すること。

現行

名称	施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		年間延べ利用見込み数(自市町村分)		施設当り 年間延べ利用見込み数 【広域利用含む】		年間延べ利用見込み数 【自市町村分】		施設整備 対象経費 の支出予 定額			
				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額
				2学期 未満		2学期 未満		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上	
2学期 未満		2学期 未満		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上		2～3 学期 以上					
①				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
②				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
③				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
④				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑤				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑥				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑦				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑧				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑨				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	
⑩				平日 日数	長期 休業日 数	外施設在籍園児	外施設在籍園児以外	平日 日数	長期休業 日数	平日+長 期休業日 数	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	2～3 学期 以上	開設準備 対象経費 の支出予 定額	

改正後

【記上の注記】

- ①～③欄は、公立、私立のいずれか記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度外)、幼稚園(新制度)、外保護施設などとする。幼稚園施設などとする。地方数量型認定子ども園、保育所型認定子ども園、地方数量型認定子ども園のいずれか記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日(未定休日の場合)を記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄では本欄にかつて記入すること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)中の平日における実施日数を記入すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつて記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄にかつて記入する日以外の実施日数を記入すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は、4.5の考え方に同様である。
- ⑧～⑩欄は、自市町村について記入すること。
- ⑪欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用見込み数、施設所在地市町村に建設の上記入すること。
- ⑫欄は、施設所在地市町村、当該施設における広域利用の見込等を記入すること。ただし、⑬欄は、事業職員を異動に配置している月数に於いて6月未満又は6月以上を記入すること。
- ⑭欄は、該当する場合に有記入すること。
- ⑮欄は、該当する場合に有記入すること。

⑫ 幼稚園

No.	施設名称 所在地 市町村名	設置 主体 施設 類型	施設の年間実施 日数							幼稚園Ⅰ		幼稚園Ⅱ		開設準備 費等の 支出 の定額 （国庫補助 基準額）
			年間延べ利用見込者数(自市町村)⑩以外							施設当り⑪	年間延べ利用見込者数 【自市町村】	開設準備 費等の 支出 の定額 （国庫補助 基準額）		
			幼稚園在籍園児	幼稚園在籍園児以外	幼稚園在籍園児	施設当り⑪	年間延べ利用見込者数 【自市町村】	開設準備 費等の 支出 の定額 （国庫補助 基準額）						
			平日	長期 休業 日	⑧	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日 長期休業 日	⑩	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	⑪	⑫
1			平日	長期休業日(8時間未満) ⑨	⑧	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日 長期休業 日	⑩	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	⑪	⑫
2			平日	長期休業日(8時間以上) ⑩	⑧	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日 長期休業 日	⑩	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	⑪	⑫
3			平日	長期休業日(8時間未満) ⑨	⑧	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	平日 長期休業 日	⑩	平日+長 期休業日 +6日	5ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上	⑪	⑫

① 記入上の注意)

- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度)外、幼稚園(新制度)、保育園(新制度)と区別、幼稚園(新制度)と区別、保育園(新制度)と区別のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の日(実施する場合は必ず⑥欄に記入すること、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)中の平日における実施日をおかすこと。なお、長期休業中の休日は⑦にカウントすること。
- ⑦欄は、⑥欄にカウントする以外の実施日をおかすこと。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方が同様である。
- ⑧～⑩欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑪欄は、各園分について(幼稚園又は保育園)の合計の時刻を越えた場合、⑪⑫⑬欄に係る長時間分については(幼稚園を越えた場合)年間延べ利用見込者を記入すること。
- ⑬欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者も含め、当該所在地市町村に建設の上記入すること。
- 施設が所在地市町村、当該施設における広域利用の見込人数を算出した年度に利用の平日・長期休業日利用分に関する事業費が問題の上から当該利用者の居住市町村に帰属します。
- ⑭欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑭欄は、事業職員実数に算入している月数に充てて6ヵ月超え及び6月以上を記入すること。
- ⑯欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(3) 幼稚園型Ⅱ

No.	施設名称 所在地 市町村名	設置 主体 施設 類型	施設の年間実施 日数							幼稚園型Ⅱ		対象経費 の支出 の定額	国庫補助 基準額
			年間延べ利用見込者数							【自市町村分】	3ヵ長時間 未済 2~3 週間 以上		
			平日	長期 休業 日	休日	平日+長 期休業日 +6日	2週間 未満	2~3 週間 以上	3週間 以上				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
2													
3													
計													

(記入上の注意)

- ①、③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度)以外、幼稚園(新制度)のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合は必ず⑥欄に記入すること、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑧欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)中の平日における実施日をおかすこと。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑨欄は、⑥欄にカウントする日以外の実施日をおかすこと。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方が同様である。
- ⑩欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑪欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。

改正後

(3) 余物活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用員児童数 (年間延べ人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2								
3								
4								
5								
	計							

(記入上の注意)

- ①、②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(4) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	事業実施 月数	利用員児童数(年間延べ人数)		開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				緊急一時預かり 4時間以上	緊急一時預かり対象児童 合計			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2								
3								
4								
5								
	計							

(記入上の注意)

- ①、②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑤欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4) 余物活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用員児童数 (年間延べ人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2								
3								
4								
5								
	計							

(記入上の注意)

- ①欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(5) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用児童	事業実施 月数	利用員児童数(年間延べ人数)		開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
					緊急一時預かり 4時間以上	緊急一時預かり対象児童 合計			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
	計								

(記入上の注意)

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき届出を行った利用児童を記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑤欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(5) 災害特例型									
No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
				1号認定	2号認定	3号認定			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									
(記入上の注意)									
1. ②欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。									
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。									
3. ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)									
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入									

現行

改正後

(削除)

改正後

現行

病児保育事業

(省略)

(省略)

別表2

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

市町村名

事業期(年 月)	会員数			支部数	講習(2h 以上の実 施)	土日実施 加算	合同実施 市町村	ひとり暮らし 調整	対象家庭等への利用支援 イ早期・夜 間等に対応	開設準備経費 礼金及び 賃借料			
	提供会員	依頼会員	両方会員								合計		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
基本事業													
利用件数(年間延べ数)		事業開始年		利用件数(年間延べ数)		近隣市町村		初年度		合同実施		対象経費の 支出予定額	
預かり	送迎	合計	月	預かり	送迎	合計	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘

現行

(記入上の注意)

- ①欄は、基本事業を開始した年月を2017/01/01のように、半角数字で記入すること。
- ②～④欄は、1年ごとで更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数とが逆になっていないか確認すること。
- ⑤欄は、実提要綱に基づき支部を配置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数とが逆になっていないか確認すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間が4時間以上であっても安全・事故に関する講座を含まない場合は「O」は記入できないことに留意すること。
- ⑦欄は、土曜日・日曜日又は祝日に、事業説明会と前編合わせを併せて実施している場合に「O」を記入すること。なお、事前編合わせには、アドバイザー等が立ちまわなければならないことに留意すること。
- ⑧欄は、基本事業を台所で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ台所で実施している場合は合同実施市町村名(24h講習のみ)を記入すること。
- ⑨～⑩欄は、実提要綱3(3)②のフ～ウのうち実施している支援について「O」を記入すること。(複数選択可。なお、ひとり暮らし調整、低所得者及びワルワリ負担の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。)
- ⑪～⑬欄は、開設準備経費におけるそれぞれ経費を申請する場合は、該当する欄に有を記入すること。
- ⑭～⑯欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ⑰～⑱欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01のように、半角数字で記入すること。
- ⑲～㉑欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「O」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉒～㉔欄は、当てはまる場合に「O」を記入すること。
- ㉕欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉖の複数市町村での合同実施とは別の制度であることに留意すること。
- ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を台所により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

市町村名

事業開始年 月	会員数			支部数	講習(2h 以上の実 施)	土日実施 加算	預かり手増加のための取組加算		合同実施 市町村	ひとり暮らし 調整	対象経費の 支出予定額	開設準備 経費 礼金及び 賃借料	
	提供会員	依頼会員	両方会員				合計	近隣市町村 増加数					市町村 増加数
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
基本事業													
開設準備経費		利用件数(年間延べ数)		事業開始年		利用件数(年間延べ数)		近隣市町村		初年度		合同実施	
改修費	賃借料	預かり	送迎	合計	預かり	送迎	合計	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙

改正後

(記入上の注意)

- ①欄は、基本事業を開始した年月を2017/01/01のように、半角数字で記入すること。
- ②～④欄は、1年ごとで更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数とが逆になっていないか確認すること。
- ⑤欄は、実提要綱に基づき支部を配置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数とが逆になっていないか確認すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間が2時間以上であっても安全・事故に関する講座を含まない場合は「O」は記入できないことに留意すること。
- ⑦欄は、土曜日・日曜日又は祝日に、事業説明会と事前編合わせを併せて実施している場合に「O」を記入すること。なお、事前編合わせには、アドバイザー等が立ちまわなければならないことに留意すること。
- ⑧～⑩欄は、実提要綱3(3)②のフ～ウのうち実施している支援について「O」を記入すること。(複数選択可。なお、ひとり暮らし調整、低所得者及びワルワリ負担の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。)
- ⑪～⑬欄は、基本事業を台所で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ台所で実施している場合は合同実施市町村名(24h講習のみ)を記入すること。
- ⑭～⑯欄は、開設準備経費におけるそれぞれ経費を申請する場合は、該当する欄に有を記入すること。
- ⑰～⑱欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の移動で複数回を繰り返す場合は、送迎1件を計上。
- ⑲～㉑欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01のように、半角数字で記入すること。
- ㉒～㉔欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「O」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉕欄は、当てはまる場合に「O」を記入すること。
- ㉖欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉗の複数市町村での合同実施とは別の制度であることに留意すること。
- ㉗欄は、病児・緊急対応強化事業を台所により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

改正後

現行

実績報告

(省略)

(省略)